

青森県いじめ防止基本方針 についての提言

平成26年3月

青森県いじめ防止基本方針検討協議会

平成26年3月27日

青森県教育委員会

教育長 橋本 都 殿

青森県いじめ防止基本方針検討協議会

会 長 内 海 隆

青森県いじめ防止基本方針検討協議会は、貴職から依頼された「青森県いじめ防止基本方針」の在り方や方向性について、慎重に協議を重ねてきました。

ここに、その結果をまとめ、提言として提出します。

目次

はじめに	1
提言1 いじめ防止についての基本的な考え方	2
提言2 いじめ対策についての取組	3
提言3 重大事態への対応	6
結びに	7

はじめに

いじめ問題について全国的な関心が高まる中、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移していくため教育改革を推進する教育再生実行会議が、第一次提言の「いじめの問題等への対応について」（平成25年2月26日）において、「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」と提言したことを受け、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行された。

青森県いじめ防止基本方針検討協議会は、青森県におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための「青森県いじめ防止基本方針」の在り方や方向性について協議することを目的に設置され、平成25年12月25日に第1回協議会が開催された。

この協議会において、県及び県教育委員会から以下の事項の検討を依頼された。

- (1) いじめ防止についての基本的な考え方
- (2) いじめ対策についての取組
- (3) 重大事態への対応

協議会は、第2回が平成26年1月17日、第3回は同年2月17日に開催され、3回にわたる検討を重ねてきた。各委員からは、それぞれの立場から意見が出され、協議内容は多岐にわたった。

本協議会は、これまでの協議内容を踏まえ、以下のとおり提言する。

提言1 いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめは絶対に許されない行為である。」という共通認識を持ち、その対策には、県民一体となって取り組む必要がある。

(1) いじめは、いじめを受けた児童生徒の尊厳を奪う重大な権利侵害行為である。この権利侵害の具体例としては、教育を受ける権利を著しく侵害すること、心身の健全な発達及び人格の形成に重大な影響を与えることであり、さらには生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることを、児童生徒が十分理解できるようにする必要がある。

(2) 県民全体に対して、いじめ問題への取組の重要性について認識を深めるための普及啓発が必要である。

また、いじめを受けている児童生徒が、SOS等のサインを発信しやすい体制を整え、安全や安心を保障するシステムを構築する必要がある。

(3) 「いじめは、どの子にも、どの学校でも、起こり得るものである。」という共通認識を持ち、常に全ての児童生徒を見守っていくことが重要である。

また、児童生徒が互いの存在を認め合う望ましい人間関係を築き、いじめ問題を自分のこととして考え、関わっていこうとする態度を身に付けさせるため、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

提言2 いじめ対策についての取組

「社会総がかりでいじめに対峙していく」ために、県、学校、家庭、地域及び関係機関は、いじめ防止等に係るそれぞれの役割に従って取組を推進するとともに、その取組を実効的なものとするための連携体制を構築する。

(1) 県における取組

ア いじめ防止等（いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）に関係する機関及び団体の連携を図るための連絡協議会を設置する。

イ いじめ防止等のための対策を実効的に行うための調査研究や重大事態に係る調査等を行うなどの機能を有する組織を設置する。

なお、設置に当たっては、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加を図ることにより、中立性・公平性を確保する必要がある。

ウ 市町村や市町村教育委員会に対し、県のいじめ防止等の取組の周知を図るとともに、市町村・市町村教育委員会の取組を積極的に支援する。

[充実させ整備する必要がある取組]

- ・ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制とともに、いじめを受けている児童生徒の具体的な救済システムの整備に努める。
- ・ インターネットを通じて行われるいじめに対処する体制の整備に努める。
- ・ 心理・福祉等に関する専門的知識を有する人材等の情報収集に努め、多様な人材を活用できる体制を構築する。
- ・ いじめ防止等のための広報その他の啓発活動に取り組む。
- ・ 保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置に努める。
- ・ いじめ問題への対応や、思いやりの心を育てるための研修内容を充実させ、教職員の資質向上を図る。
- ・ 電話相談員やメール相談員の対応能力の向上を図る。
- ・ JUMPチームの活動のような児童生徒が自主的に行ういじめ防止等に関連する活動を支援する。

(2) 学校における取組

- ア いじめ防止等の取組を推進するに当たっては、教職員全員の共通理解の下、複数の教職員により児童生徒を見守る体制づくりに努めるとともに、家庭や地域、関係機関と連携して取り組む。
- イ 「学校いじめ防止基本方針」の策定及び運用に当たっては、学校全体での取組とするために児童生徒が主体的に参画できるよう留意するとともに、保護者や地域と連携した取組を推進するため、保護者及び地域の方に参画していただく。
- ウ いじめの発見・通報を受けた場合には、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守るとともに、いじめを行った児童生徒に対してもその児童生徒の人格の成長を促し、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、担任が一人で抱え込んだりせず組織として、また学校だけで解決を図るのではなく、家庭や地域、関係機関と連携して対応する。
- エ 児童生徒に、命の尊さや思いやりの心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

[充実させる必要がある取組]

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけのよう見えたりすることもあるため、教職員は、日頃から児童生徒との信頼関係の構築に努め、児童生徒が示す変化やサインを見逃さないようにするとともに、情報共有により組織的に児童生徒を見守っていく。
- ・ 児童生徒がいじめ問題について考え、その防止に主体的に取り組む活動を充実させる。
- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの早期発見や実態把握に取り組む。
- ・ 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(3) 家庭、地域及び関係機関等における取組

- ア いじめ防止等の取組は、学校だけでなく、家庭や地域、関係機関が連携して取り組むことが重要であり、いかなるいじめも許さないという人権尊重の精神を育む体制をつくっていくことが必要である。
- イ 保護者は、子どもの教育について第一義的な責任があることを認識して、家庭環境や親子関係が子どもの豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し、思いやりの心、礼節、規範意識、正義感などの人間尊重の精神及び公共心などについて、日頃の生活の中から育むことが大切である。
- ウ 地域におけるいじめ防止等に向けて、児童相談所などの子育てや福祉に係る機関、教育委員会、警察、医療機関などの関係機関、外部専門家や民間団体などの関係団体との情報交換や日頃の連携の強化が必要である。

[充実させる必要がある取組]

- ・家庭では、子どもが悩みを相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、子どもの理解と変化に気づくよう、子どもとの会話を大切にする。
- ・基本的な生活習慣の確立や情報機器の使用の家庭内ルールづくりに努める。
- ・PTA活動による学校、地域と一体となった子どもの安全・安心な環境づくりといじめ防止等の取組の推進を図る。
- ・相談電話や相談メール等を開設している関係機関は、これまで以上に学校との連携を強化するとともに、相談員の対応能力の向上を図る。
- ・いじめを発見したときは、見て見ぬふりをするのではなく、保護者、学校、教育委員会、警察署などに情報提供するとともに、いじめ防止等を含めた地域社会の教育力向上のための方策と地域力の活用を図る。

提言3 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は、いじめを受けた児童生徒、保護者及び関係した児童生徒の心のケアに努めるとともに、専門的知識を有する外部人材を活用して事実関係などを調査し、再発防止に努める。

(1) 重大事態が発生した場合は、これに関わった児童生徒が深く傷つき、周囲の児童生徒や保護者にも不安や動揺が広がることから、学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

(2) 重大事態を調査する組織の設置に当たっては、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有し、かつ当該いじめ事案の関係者と直接の利害関係を有しない者（第三者）を加えることにより、調査の公平性・中立性を確保する必要がある。

なお、この組織の設置が困難な地域もあることから、これらの地域を支援するため、県及び県教育委員会は、関係機関の協力を得られる体制の整備に努める。

(3) 重大事態の調査により明らかになった事実関係が、学校の設置者及び学校にとってたとえ不都合なことであったとしても、関係者で情報を共有し、隠さずに事実にしっかりと向き合い、再発防止に努める。

結びに

本協議会の各委員は、それぞれの専門的な見地に立ちながら、本県の児童生徒が未来に希望を持って学業に専念できる体制づくりを支援するという共通の願いから検討を重ね、今回の提言をまとめるに至った。

協議の過程で、基本方針の策定及び運用に当たっては、「ルールにしばられ、生徒が自ら考えて行動するといった主体性が奪われ、いじめに対する認識が希薄化しないよう留意する必要がある。」という、あくまでも児童生徒の健やかな成長を願う観点から児童生徒の主体的な活動に主眼を置く意見や、「学校にはある程度の裁量権を確保しておく必要がある。」など、多様ないじめの実態に即した弾力的な対応の必要性を指摘する意見もあった。

県及び県教育委員会においては、本提言に込められた協議会各委員の思いを受け止め、可能な限り迅速に「青森県いじめ防止基本方針」を策定することを期待する。そして、本県の全ての児童生徒が互いに尊重し合い、生命や人権を大切に、誰もがいじめに苦しむことなく、明るく健やかに学校生活を送ることを願い、提言の結びとする。